

＜参考資料＞

確認申請書の様式：施行規則第1条の3(抜粋)
(2007.6.14国交省ホームページ掲載資料より整理)

2007.6.19
(社)日本木造住宅産業協会

書類・図書等の名称	関係法令等 ・階数 ・延べ床面積 ・最高高さ、軒高さ	4号建築物 法第6条の3適用 (確認の特例)※1	4号建築物	2号建築物※3
		木造≤2F & ≤500㎡ & ≤13m&9m	木造≤2F & ≤500㎡ & ≤13m&9m	木造≥3F or>500㎡ or>13m&9m
申請書類				
確認申請書(第2号様式)	正・副各1通 (適判時:副本2通)	○	○	○ 適判対称時:正1+副2
建築計画概要書(第3号様式)		○	○	○
委任状	代理者申請の場合	○	○	○
建築士免許証(写し)		○	○	○
証明書	構造計算により構造 安全性を確認の場合	-	-	○
図書	付近見取図	○	○	○
	配置図	○	○	○
	各階平面図	○	○	○
	床面積求積図	—※1	○※2	○※2
	2面以上の立面図	—※1	○※2	○※2
	2面以上の断面図	—※1	○※2	○※2
	地盤面算出表	—※1	○※2	○※2
	基礎伏図	—※1	○※2	○※2
	各階床伏図	—※1	○※2	○※2
	小屋伏図	—※1	○※2	○※2
	構造詳細図	—※1	○※2	○※2
	2面以上の軸組図	—※1	○※2	○※2
	使用構造材料一覧表	—※1	○※2	○※2
	基礎・地盤説明書	表二	—※1	○※2
	施工方法等計画書	令第3章第2節、 令第3章第3節関係	—※1	○※2
	令第38条第3項、第39条第2項に適合の資 令第40条～第48条第1項第2号ただし書き、 第48条第2項第2号適合の資料		—※1	必要に応じ○ 必要に応じ○
	耐火構造等の詳細図	法第21条～第27条等	—※1	必要に応じ○ 必要に応じ○
	開口部の採光に有効な部分の計算書	法第28条第1項	—※1	○※2 ○※2
	使用建築材料表(法第28条の2を除く)	法第23、35、37条等	—※1	○※2 ○※2
	火気使用室の換気設備等	法第28条第3項	—※1	○※2 ○※2
	使用建築材料表(シックハウス対策関連)		○	○
	有効換気量等の計算書(シックハウス関連)	法第28条の2	○	○
	室内仕上表	法第35条の2	—※1	○※2 ○※2
計算書	構造計算概要書(別記第1号様式)	—	—	○
	構造計算チェックリスト	—	—	○(プログラムによる場 合)
	使用構造材料一覧表	—	—	○
	特別な調査・研究の結果等説明書	—	—	○
	基礎・地盤説明書	—	—	○
	略伏図	表三の(四)	—	○
	略軸組図	構造計算書関連 (令第82条及び令第82 条の4)	—	○
	部材断面表	—	—	○
	荷重・外力計算書	—	—	○
	応力計算書(別記第3、4号様式含む)	—	—	○
	断面計算書(別記第5号様式含む)	—	—	○
	基礎ぐい等計算書	—	—	○
	使用上の支障に関する計算書	—	—	○
	屋根ふき材等計算書	—	—	○
	層間変形角計算書	—	—	○ ・ルート2、3又は ・準耐火建築物
	層間変形角計算結果一覧表	—	—	○
	剛性率・偏心率等計算書	—	—	○ ・ルート2、3の場合
剛性率・偏心率等計算結果一覧表	—	—	○	
保有水平耐力計算書	—	—	○ ・ルート3の場合	
保有水平耐力計算結果一覧表	—	—	○	
注意事項	※1:規則第1条の3第5項第2号により、法第6条の3第1項第3号に掲げる建築物(4号建築物で建築士による設定のもので「確認の特例」を適用するもの)は、同項の表二により「添付を要しない図書」又は「明示を要しない事項」が規定され、図書等の省略等が可能である。ただし、確認申請書の第4面「9.確認の特例」を適用し、令第10条による建築物の区分を明示のこと			
	※2:規則第1条の3第6項により、同上第1項「表一」等に規定する図書に明示すべき事項を他の図書に明示した場合は、当該図書に明示することを要せず、また明示すべき全ての事項を他の図書に明示した場合は、申請書に当該図書を添付することを要しない。 例えば、「2面以上の軸組図」に明示すべき事項を「各階床伏図」等に明示した場合は、当該軸組図の省略が可能となる			
	※3:「2号建築物で、高さ>13m又は軒高さ>9mとなる場合は、ルート2による構造計算となり適判機関での構造審査が必要。また、令第46条第2項により構造安全性を確認する場合は、告示第1899号による層間変形角、偏心率の計算が必要となる			